西東京市障害者基本計画

1 計画策定の趣旨・計画期間

本市では、平成 16 年度から平成 25 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」に基づいて、障害者施策を推進してきているところですが、同基本計画策定後には、障害者自立支援法が成立するなど、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきており、計画を見直す必要性が出てきました。また、平成 20 年度は計画 5 年目の中間年にあたり、あらかじめ計画を見直すこととしていました。

一方、障害者自立支援法は、市に「障害福祉サービスに関する計画(障害福祉計画)」の策定を義務付けており、本市においても、平成 18 年度中に「第1期西東京市障害福祉計画」を策定したところです。同福祉計画は計画期間が平成 18 年度から平成 20 年度と定められており、平成 20 年度中には平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期の計画を策定する必要があります。

以上のような背景から、本市では、障害者基本法を根拠とする「障害者計画」と、障害者自立支援法を根拠とする「障害福祉計画」を一体的に策定し、「西東京市障害者基本計画・第2期西東京市障害福祉計画」としてまとめることとしました。

西東京市障害者基本計画

根拠法:障害者基本法

障害者計画は、「障害者基本法に基づ〈障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」です。

計画期間: 平成 16 年度~25 年度

第2期西東京市障害福祉計画

根拠法:障害者自立支援法

障害福祉計画は、3年を1期として定める 「障害者自立支援法に基づ〈障害福祉サービス等の確保に関する計画」です。

計画期間:平成21年度~23年度

障害者自立支援法では、「障害福祉計画は障害者計画と 調和が保たれたものでなければならない」とされています。

【計画の期間】

	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
障害者基本計画		(前期)障害者基本計画			(後期)障害者基本計画					
第2期障害福祉計画			第1期	障害福祉	上計画	第2期	月障害福祉	上計画		

【国・東京都・市の障害者福祉に関する主な動向】

年 月		内容
平成 16 年 3	3月	市「西東京市障害者基本計画」策定
平成 16 年 5	5月	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立
平成 16 年 12	2月	「発達障害者支援法」成立
平成 17 年 6	6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立
平成 17 年 10	0月	「障害者自立支援法」成立
平成 18 年 6	6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)成立
平成 18 年 6	6月	「学校教育法等の一部を改正する法律」成立
平成 18 年 12	2月	「教育基本法」の改正
平成 19 年 3	3月	市 「第1期西東京市障害福祉計画」策定
平成 19 年 5	5月	「東京都障害者計画(平成 19 年度改定)・第1期東京都障害福祉計画」策定
平成 19 年 9	9月	「障害者権利条約」署名(日本)
平成 19 年 12	2月	「重点施策実施5か年計画」決定(障害者施策推進本部)
平成 19 年 12	2月	市 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」制定
平成 21 年 3	3月	市 「西東京市障害者基本計画(改定)・第2期西東京市障害福祉計画」策定

障害者基本法の改正により、障害を理由とする差別の禁止等が明示されました。

発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための発達障害者支援法が制定されました。

障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした障害者自立支援法が制定されました。同法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとにサービス提供のしくみが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみとなりました。

複数の障害に対応した教育を行うことができるよう特別支援学校の制度 化等を行う学校教育法等が改正されました。

教育基本法が改正され、教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援が盛り込まれました。

公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進 等を内容とする高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制 定されました。

国連総会において、障害者権利条約が採択され、日本も署名しました。

2 計画策定の流れ

本計画のうち、障害者基本計画に係る部分については主に西東京市障害者基本計画策定作業部会で検討を進め、障害福祉計画に係る部分については主に西東京市障害福祉計画策定作業部会で検討を進めました。

また、西東京市地域自立支援協議会は、両作業部会からの検討内容の報告を受け、全体的な確認・調整を行うとともに、特に本市における相談支援体制について検討等を深めました。

その他、当事者・市民の意見を聴取するため、障害者団体等ヒアリング、障害のある人へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

西東京市地域自立支援協議会

- ・「相談支援」について集中的に検討
- ・2つの作業部会の検討内容の確認



西東京市障害者基本計画策定作業部会

・主に障害者基本計画に関する内容を検討

事務局:障害福祉課

西東京市障害福祉計画策定作業部会

・主に障害福祉計画に関する内容を検討

当事者・市民意見の反映

障害者団体等ヒアリング

アンケート調査

パブリックコメント

実施時期:

平成 20 年 7 月 ~ 8 月 調査対象

市内で活動する7団体

実施時期:

平成 20 年 8 月 ~ 9 月

調査対象:

身体障害者 2,300 人 知的障害者 400 人 精神障害者 300 人 それぞれ手帳所持者から 無作為抽出

調査方法

郵送配付·郵送回収 (無記名式)

有効回収率:

身体障害者 52.4% 知的障害者 44.8% 精神障害者 53.3%

実施時期:

平成 20 年 12 月 15 日 ~ 平成 21 年 1 月 14 日 意見提出件数:

21件(7名)

3 障害者基本計画策定の視点

本市では、後半の 5 年間を前にした見直しを行う障害者基本計画を策定する際に、次の5つの視点を重視しました。

- 『 自立と社会参加を支援する 』
- 『 権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する 』
- 『 継続的な雇用・就労への支援を強化する 』
- 『 安心・安全なまちづくりを進める 』
- 『 理解と市民協働を推進する 』

なお、この5つの視点については、近年の障害者福祉の動向や「西東京市障害者基本計画」における計画策定の視点、西東京市障害者基本計画作業部会・西東京市障害福祉計画作業部会での議論の内容、アンケート調査の結果等を踏まえ、検討を進めたものです。

なお、以下の文中で「アンケート調査」と表記、またはグラフ・表を掲載している場合は、平成20年8月から9月にかけて実施した「身体障害者・知的障害者・精神障害者に対するアンケート調査」の結果を示しています。



具体的な施策は31頁から52頁

(1)自立と社会参加を支援する

主体性・自立性をもった社会参加

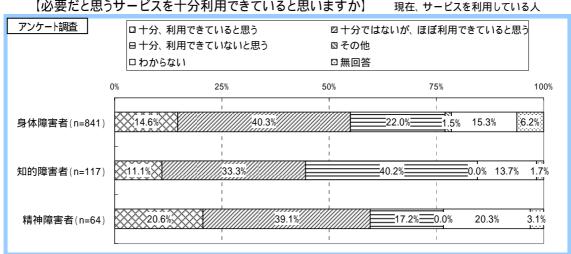
どのように障害が重くとも、必要とする支援を受けながら地域でいきいき と暮らしていくことが自立につながることから、単に在宅サービスの量的・ 質的充実に努めるだけでなく、障害のある人自身が主体性、自立性をもって 積極的に社会に参加していけるように支援していくことが大切です。

一人ひとりの状況に応じた支援

障害者施策は、高齢者施策や児童施策と異なり、範囲となるライフステー ジが広いことが特徴のひとつです。また、障害を有するようになる時期も、 病気による障害、事故による障害、精神的な病気による障害、老化からの病 気による障害など、原因によって様々です。そして、障害の種類や程度によ って、支援の必要性や支援の内容は大きく異なるため、個々の障害の状況に 対応したニーズを的確に把握し、一人ひとりの社会生活力を高めるきめ細か な支援を実施していく必要があります。

そのためには、第2期西東京市障害福祉計画の目標年度である平成 23 年 度をめやすに、障害者自立支援法に基づくサービス等の市内における提供基 盤の整備を進め、障害のある人が、自分に必要なサービスを選択し、受ける ことができる環境をつくっていくことが大切です。

アンケート調査結果では、必要なサービスを十分利用できていない理由と して、多くの人が「どのようなサービスがあるかわからない」ことをあげて おり、今後はサービスの量・質の充実だけでなく、サービス内容の周知や利 用に向けての支援等も積極的に進めていく必要があります。



【必要だと思うサービスを十分利用できていると思いますか】 現在、サービスを利用している人

【必要だと思うサービスを十分に利用できていない理由は何ですか(複数回答)】

アンケート調査	1位	2位	3位	4位	5位
	どのようなサー	支給要件に該	自己負担が大	利用の仕方が	必要とするサー
身体障害者	ビスがあるかわ	当しないから	きく、利用できな	わからないから	ビスがないから
(n=173)	からないから		いから		
	40.0%	31.4%	28.6%	27.6%	23.8%
	支給要件に該	どのようなサー	利用の仕方が	自己負担が大	必要とするサー
知的障害者	当しないから	ビスがあるかわ	わからないから	きく、利用できな	ビスがないから
(n=47)		からないから		いから	
	25.5%	25.5%	25.5%	17.0%	14.9%
	どのようなサー	自己負担が大	支給要件に該	利用の仕方が	必要とするサー
精神障害者	ビスがあるかわ	きく、利用できな	当しないから	わからないから	ビスがないから
(n=11)	からないから	いから			
	54.5%	27.3%	27.3%	27.3%	9.1%

上位5項目のみ掲載

多様な暮らし方を選べるグループホーム等の整備

福祉施設から地域への移行を進めていくには、住まいの整備が大きな課題となります。障害のある人に配慮された住宅の確保や、グループホーム・ケアホームの整備が重要となってきます。

アンケート調査の結果では、身体障害者の 75%、知的障害者の 60%、精神障害者の 53%が、今後も西東京市に住み続けたいと考えていることがわかります。今後は、本市内において、自分の生活スタイルにあわせた多様な暮らし方を選べるよう、地域での自立生活を重視した、グループホーム・ケアホーム等の整備を進めていく必要があります。その際には、単にホームを設置するだけではなく、障害の状況や暮らしの形態に応じた様々な支援が受けられるよう、一人ひとりを丁寧に支えていく体制を整えていくことが大切です。

| アンケート調査 | ②住み続けたいと思う ②住み続けたいと思わない 日わからない □無回答 | ①% 25% 50% 75% 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100%

【今後も西東京市に住み続けたいと思いますか】

【将来(今後)、あなたはどこで暮らしたいと思いますか】

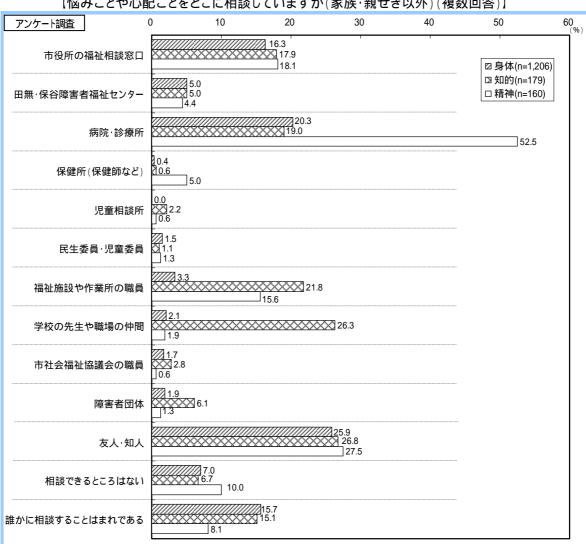
アンケート調査	自宅で暮 らしたい	ケアホー ムで暮らし たい	グループ ホームで 暮らしたい	施設に入 所して暮ら したい	病院に入 院して暮ら したい	その他	わからない
身体障害者 (n=1,206)	76.8%	1.0%	1.7%	4.9%	1.1%	1.2%	5.3%
知的障害者 (n=179)	50.3%	7.3%	16.8%	10.6%	0.6%	1.7%	9.5%
精神障害者 (n=160)	78.1%	1.9%	2.5%	1.9%	1.9%	3.1%	5.0%

無回答は省略

ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援

障害のある人やその家族が抱える様々な問題についての相談支援体制を整 備することは、地域での自立した生活を支えていくためにとても大切です。 その際には、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援が図られるよう、 各種関係機関が連携・協力し、西東京市の実情にあったネットワークを構築 していくことが大切です。本市における相談支援事業については、平成 19 年度に設置された西東京市地域自立支援協議会において、具体的な検討が進 められています。

アンケート調査の結果では、身体障害者と知的障害者では約 7%、精神障 害者では10%の人が「相談できるところはない」と回答しており、これらの 方々に対しては、様々な相談機関や相談方法があることについての周知、情 報提供を行っていくなど、孤独化を回避する方法についても検討していく必 要があります。



【悩みごとや心配ごとをどこに相談していますか(家族・親せき以外)(複数回答)】

必要な情報が、その情報を必要とする人に確実に届くために

情報の収集・利用などに大きな支障のある聴覚障害者や視覚障害者に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進める必要があります。また、知的障害者本人にも大切な情報がきちんと伝わるよう、情報提供や表示の方法などについても工夫が必要です。

【福祉サービスなどの情報を主にどこから得ていますか(複数回答)】

アンケート調査	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者	市の広報紙	都の広報紙	テレビ、ラジオ、新聞	病院、診療所	友人、知人
(n=1,206)	60.2%	16.1%	16.1%	13.0%	10.8%
知的障害者	市の広報紙	学校、職場、施設	友人、知人	家族、親せき	障害者団体
(n=179)	50.3%	31.3%	27.9%	20.7%	13.4%
精神障害者	病院、診療所	市の広報紙	友人、知人	都の広報紙	家族、親せき
(n=160)	43.8%	41.9%	12.5%	10.6%	10.6%

上位5項目のみ掲載

(2)権利擁護、第三者評価、苦情対応のしくみを構築する

サービス利用者を総合的にサポートする体制

支援費制度から障害者自立支援法と、法律や制度が変わっていく中、利用者が安心してサービス事業者を選択するためには、判断に必要な的確な情報が提供されるとともに、契約締結の支援や苦情対応、権利侵害の相談など、利用者を総合的にサポートする環境を整えることが大切です。

特に、障害者ケアマネジメントの手法を積極的に活用しながら、相談や情報提供などの体制について十分に検討し、本市の状況に即した各種支援策を実施していくことが必要です。また、あわせてケアマネジメント従事者の養成を図るとともに、障害のある人の生活全般に及ぶサービスが一体的・総合的に提供されるよう、関係部署・関係機関等の連携を強化していくことが大切です。

サービスの質の向上と苦情解決

事業者が提供するサービスの内容や質に加え、事業や組織経営の状態など、外から見えにくい部分も含めて、第三者が客観的に評価を行い、評価結果を公表するしくみである第三者サービス評価システムを、市内においても確実に進めていく必要があります。

福祉サービスの利用に関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設け、利用者と事業者の話し合いで解決することが原則ですが、利用者と事業者の話し合いで解決できないことや、事業者には言えない苦情や不満などもあることから、本市では関連機関と連携して保健福祉サービス苦情調整委員会(西東京市社会福祉協議会「権利擁護センター・あんしん西東京」に設置)が問題解決に向けて調整を行うなどの対応も行っています。今後も引き続き、サービス利用者が、苦情や不満を言いやすい、また相談しやすい環境を整えていくことが必要です。

権利擁護の視点

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、 結果として人権や財産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の確立 や相談体制の充実が求められます。特に、立場が弱い人の権利を、断片的に ではなく総合的に支援する体制を築いていく視点が必要です。

本市では、知的障害者や精神障害者など、判断能力が不十分な人の相談窓口として、また、成年後見制度の普及・活用を進めていくため、「権利擁護センターあんしん西東京」を設置していますが、今後はセンターのさらなる活用に向けた方策の検討を進めていくことも必要です。

障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な 国際条約である障害者権利条約が、国連において採択されました。我が国も この条約に署名しています。

【障害者権利条約】

障害者権利条約は、平成 18 年 12 月、第 61 回国連総会において採択され、我が国は平成 19 年 9 月に署名しています。

この条約は、固有の尊厳、個人の自律及び自立を尊重すること、差別されないこと、社会に完全かつ効果的に参加すること等を一般原則とするとともに、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを締約国の一般的義務としつつ、障害のある女子及び児童を含む障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらの人権及び基本的自由を確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

(平成 20 年版障害者白書より)

(3)継続的な雇用・就労への支援を強化する

西東京市就労支援センターを中心とした就労支援策の充実

雇用・就労は、障害のある人の自立・社会参加のための重要な柱の一つです。今後も引き続き、障害のある人がその適性と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就くことができるよう、企業の理解と協力を求めるとともに、公共職業安定所等雇用関係機関の実施する支援策を活用しながら、障害者の雇用を積極的に進めていく必要があります。

本市では、「西東京市就労支援センター」を中心に就労支援を進めており、 平成 19 年度には、登録者数 72 名のうち 42 名が一般就労に結びついてい ます。今後も、「西東京市就労支援センター」を中心に、一人ひとりの障害の 状況に応じたできる限りきめ細かな就労支援体制を構築していくことが大切 です。

【西東京市就労支援センター「一歩」の活動状況】

· 登録者 84 名(平成 20 年 6 月 23 日現在)

· 就労支援·生活支援実績

職業相談(就労全般)	55 件
就職準備支援(適性、能力の把握、就労意欲や職業能力の向上等)	70 件
職場開拓件数(独自の職場開拓)	0 件
職場実習(通勤援助、職務分析等)	3件
職場定着支援(契約内容相談、定期的訪問等)	59 件
離職支援(諸手続き、調整等)	11 件
日常生活支援(出勤準備、通勤生活リズムの調整等)	18 件
不安や悩みの解消(対人関係相談、福祉サービス利用援助等)	5件
豊かな社会生活を築〈ための支援(余暇の過ごし方、金銭の使い方等)	29 件
将来設計相談(自活、結婚、出産等自己選択・自己決定に関する相談)	0件
	就職準備支援(適性、能力の把握、就労意欲や職業能力の向上等) 職場開拓件数(独自の職場開拓) 職場実習(通勤援助、職務分析等) 職場定着支援(契約内容相談、定期的訪問等) 離職支援(諸手続き、調整等) 日常生活支援(出勤準備、通勤生活リズムの調整等) 不安や悩みの解消(対人関係相談、福祉サービス利用援助等) 豊かな社会生活を築くための支援(余暇の過ごし方、金銭の使い方等)

【働〈ためにはどのような環境が整っていることが大切だと思いますか(複数回答)】

アンケート調査	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 (n=1,206)	健康状態にあわせた働き方ができること	自分の家の近くに働く場があること	障害のある人に 適した仕事が開 発されること	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること	就労の場をあっ せんしたり相談 できる場が整っ ていること
	45.0%	41.0%	34.0%	33.5%	31.7%
知的障害者 (n=179)	障害のある人に 適した仕事が開 発されること	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること	就労の場をあっ せんしたり相談 できる場が整っ ていること	自分の家の近く に働く場がある こと	介助者と一緒に 働けること
	67.6%	62.0%	56.4%	53.1%	50.3%
精神障害者 (n=160)	健康状態にあわせた働き方ができること	事業主や職場の人たちが、障害者雇用を理解していること	自分の家の近く に働く場がある こと	障害のある人に 適した仕事が開 発されること	就労の場をあっ せんしたり相談 できる場が整っ ていること
	64.4%	52.5%	48.8%	43.8%	38.1%

上位5項目のみ掲載

一人ひとりの状況にあった就労機会

障害のある人すべてが一般雇用の場で働くことをめざすのではなく、その人の適性と能力に応じて、可能な限り就労の機会を得ることができるよう、様々な就労の場を整備していくことが望まれます。

障害者支援施設等における就労については、工賃水準の向上を図ることも 大切であり、本市のおいても、公共調達における競争性及び公正性の確保に留 意しつつ、福祉施設の受注機会の増大に努めていく必要があります。

(4)安心・安全なまちづくりを進める

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり

公共交通機関や建築物などの物理的な障壁、障害のある人は特別な存在であるという意識上の障壁、視覚障害者や聴覚障害者などが必要な情報を得られないといった情報面での障壁など、すべての障壁を除去(バリアフリー化)し、障害のある人もない人も同じように、あらゆる分野で自由に、思ったとおりに活動できるまちづくりを進めていくことが大切です。

また、まちづくりを進めていく際には、特定の障害に対応した障壁の除去だけでなく、あらかじめ誰にとっても快適な環境をつくるというユニバーサルデザインの考え方をもつことが大切です。

アンケート調査の結果では、外出の際に困っていることでもっとも多くあげられているのは、身体障害者では物理的な障壁に関する項目ですが、知的障害者や精神障害者では、周囲の人とのコミュニケーションの難しさが、外出を妨げている要因となっていることがわかります。誰にもやさしい福祉のまちづくりを進めていくには、ハード面だけでなく、ソフト面も含めて、総合的に考えていくことが必要です。

【外出の際に困っていることは何ですか(複数回答)】

アンケート調査	1位	2位	3位	4位	5位
	歩道が狭く、歩	建物などに階段	道路に放置自転	電車やバスなど	障害者用のト
身体障害者	道に段差が多	が多く、利用し	車などの障害物	の交通機関を利	イレが少ない
(n=1,206)	l I	にくい	が多く、歩きにくい	用しづらい	
	29.5%	22.2%	18.8%	17.0%	13.6%
	他人との会話が	歩道が狭く、歩	電車やバスなど	まわりの人の手	付き添って〈れ
知的障害者	難しい	道に段差が多	の交通機関を利	助け・配慮が足	る人がいない
(n=179)		l I	用しづらい	りない	
	31.3%	16.2%	15.6%	14.5%	12.3%
	他人の視線が	他人との会話が	付き添ってくれ	まわりの人の手	
精神障害者	気になる	難しい	る人がいない	助け・配慮が足	
(n=160)				りない	-
, ,	29.4%	18.8%	9.4%	5.6%	

上位5項目のみ掲載

【バリアフリーとユニバーサルデザイン】

バリアフリー: 障害のある人などが社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去するという 意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ユニバーサルデザイン: バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え 方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にか かわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

災害時における要援護者対策

地震や集中豪雨等の災害時における要援護者対策の不安も聞かれており、 自力避難の困難な障害のある人等に対する防災知識の普及や、災害時の適切な 情報提供・避難誘導等の体制の整備など、災害時要援護者対策を十分に検討・ 構築し、安全で安心して暮らせる地域を作っていくことが大切です。

特に、地域における災害時要援護者の状況を的確に把握することは大きな課題となっており、今後、プライバシーに配慮した情報収集方法や情報の活用方法について、具体的に検討を進めていく必要があります。本市では、平成20年5月に「西東京市災害時要援護者登録制度に関する庁内検討会」を設置し、災害時要援護者の対応について検討を進めています。

アンケート調査の結果では、必要な対策として「避難しやすい避難所の整備」、「日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う」、「地域で助け合える体制を整備する」等が多くあげられています。

【災害に備えて、または災害時に、どのような対策が必要だと思いますか(複数回答)】

アンケート調査	1位	2位	3位	4位	5位
	避難しやすい避	避難時の障害	日頃から避難方	地域で助け合え	緊急通報シス
身体障害者	難所を整備する	者用設備を配置	法のアドパイスや	る体制を整備す	テムを整備す
(n=1,206)		する	情報提供を行う	る	る
	47.1%	37.2%	31.8%	29.7%	28.0%
	避難しやすい避	日頃から避難方	地域で助け合え	避難時の障害	避難時の介助
知的障害者	難所を整備する	法のアドバイスや	る体制を整備す	者用設備を配置	人などを確保
(n=179)		情報提供を行う	る	する	する
	58.1%	42.5%	41.3%	40.2%	39.1%
	避難しやすい避	日頃から避難方	地域で助け合え	緊急通報システ	避難訓練等へ
精神障害者	難所を整備する	法のアドバイスや	る体制を整備す	ムを整備する	の参加ができ
(n=160)		情報提供を行う	る		るようにする
	50.0%	41.3%	32.5%	25.6%	13.8%

上位5項目のみ掲載

消費者トラブル(悪質商法等)の防止

「障害者白書(平成20年版)」によれば、全国の消費生活センターと国民生活センターに寄せられた「知的障害のある人、精神障害のある人、認知症高齢者等が契約当事者である相談」は、平成11年度以降、17年度まで増加傾向にあります。

アンケートの調査の結果では、身体障害者の 5.3%、精神障害者の 7.5%が「振り込め詐欺にあった、あるいはあいそうになった」と回答しており、本市においても障害のある人の消費トラブルの防止について、有効な対策を検討していく必要があります。

【悪質な訪問販売や振り込め詐欺等にあったこと、あいそうになったことはありますか。(複数回答)】

「心質な的可欺しに派うとのに無奇にめったこと、めいてうになったことはめっようか。(後数自占)」					
アンケート調査	身体障害者 (n=1,206)	知的障害者 (n=179)	精神障害者 (n=160)		
不当に高額あるいは不必要な住宅リフォーム工事をされた(されそうになった)	3.0%	- -	6.3%		
訪問販売で高額な商品(ふとん、呉服、栄養食品など)を 買わされた(買わされそうになった)	4.6%	3.4%	4.4%		
支払い能力を超える多額のクレジット債務やサラ金債務 を負担させられた(負担されそうになった)	0.7%	1	0.6%		
知らないあいだに借金の保証人にされていた	0.2%	1	1.3%		
振り込め詐欺にあった(あいそうになった)	5.3%	0.6%	7.5%		

(5)理解と市民協働を推進する

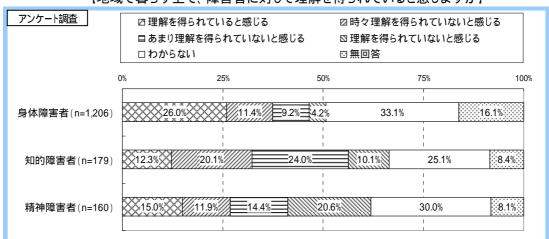
まずは市民の理解・協力

障害のある人たちが、当たり前に地域(西東京市)で暮らしていくためには、市民一人ひとりが障害や障害のある人のことをよく知った上で、理解や 行動をしていくことが大切です。

学校教育において、福祉についての正しい理解を深めることは重要なことであり、学習指導要領においても福祉に関する指導を進めることが示されています。本市においても、子どもの頃から、障害のある人たちに対する差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁(バリア)をとりはらう心のバリアフリーを進めていくことが大切です。

アンケート調査の結果では、身体障害者の 4.2%、知的障害者の 10.1%、精神障害者の 20.6%が、地域で暮らす上で「理解を得られていないと感じる」と回答しており、今後もいままで以上に、障害や障害のある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていく必要があります。

国は、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定め、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深める多彩な行事の開催や広報・啓発活動を行っています。本市においても、障害者週間に限らず、様々な機会を活用し、広報・啓発活動を積極的に進めていくことが求められます。



【地域で暮らす上で、障害者に対して理解を得られていると感じますか】

社会資源をできるだけ活用

障害のある人本人の意思を尊重した地域生活を実現するためには、地域の様々な社会資源を活用した総合的な支援が必要になります。物的資源としては保健・医療資源、社会福祉資源、教育資源、職業関連資源などがあります。また、人的資源としては、ホームヘルパー等の介助に関わるものや、自主的な活動としてのボランティア団体等があります。行政は、地域の福祉サービスに対するニーズを把握し、地域の様々な社会資源から地域に必要なサービスが提供されるよう計画的に誘導していく役割を担っています。

地域の実情に即したきめ細かなサービスを提供するためには、NPO や地域住民団体との連携・協力による協働が求められます。また、当事者である障害者やその家族も含めた市民一人ひとりが自分の役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、より西東京市らしいサービス体制を構築することができるものと思われます。

本市では、西東京市社会福祉協議会が実施主体となって行っている「ふれあいのまちづくり事業」など、既に地域に根ざした活動が活発に行われており、作業所等が行ってきた地域との連携を深める活動なども含め、今後も積極的に西東京市らしい活動を行政も市民も応援していくことが望まれます。

市民にできること、市民の役割

障害のある人に対して、直接サービスを提供すること以外にも、市民の果たせる多くの役割があります。子どもの頃から障害のある人との交流の機会を広げ、また、ボランティア活動等を通じて交流等を進めることは、障害や障害のある人に対する理解を深めることになり、ノーマライゼーションの実現の第一歩になります。

日常生活の様々な場面で支援を受ける側になった市民も、支援をする側になった市民も同様に、ノーマライゼーションを実現する意識を持ち、相互に理解を深めながら、それぞれができることに一つずつ取り組んでいくことも、市民が果たすことのできる役割といえます。

西東京市民の地域活動については、市が策定する「地域福祉計画」や西東京市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、今後さらに発展していくと思われますが、その際には、様々な活動の中に、障害のある市民が当たり前に参加できるようにしていくことが望まれます。

発達障害や高次脳機能障害などへの理解

発達障害や高次脳機能障害などについては、まだ十分な理解が得られず、 誤解や偏見もみられることから、正しい知識の普及等、一層の理解促進に努 めていくことが必要です。

発達障害や高次脳機能障害は、従来の施策では十分な対応がなされていません。現状では、的確な診断ができる専門医・専門機関が少なく、地域における関係者の連携も不十分であり、支援体制が整っているとは言えない状況です。本市単独で支援体制を築くことは難しい面もありますが、今後は、本市における発達障害者(児)や高次脳機能障害者の実情の把握に努めるとともに、東京都あるいは北多摩北部保健医療圏各市と連携しながら、本市における支援策や、(仮称)障害者福祉総合センターにおける相談支援体制の確立を検討していく必要があります。

【主な発達障害の定義】

発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢おいて発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

自閉症とは、3歳位までに現れ、 他人との社会的関係の形成の困難さ、 言葉の発達の遅れ、 興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの 要因による機能不全があると推定されています。

高機能自閉症とは、自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

学習障害(LD)とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

注意欠陥多動性障害(ADHD)とは、年齢あるいは発達に不釣合いな注意力、及び/又は衝動性、 多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳 以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定されます。 (平成 20 年版障害者白書より)

【高次脳機能障害】

高次脳機能障害とは、交通事故や脳血管疾患(脳卒中など)により、脳損傷を経験した人が、記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障害を抱え、生活に支障を来たすことをいいます。

高次脳機能障害は、精神・心理面での障害が中心となるため、以下の三つの特徴があります。

- ・外見上は障害が目立たない。
- · 本人自身も障害を十分に認識できていないことがある。
- ・障害は、診察場面や入院生活よりも、在宅での日常生活、特に社会活動場面(職場、学校、買い物、 役所や銀行の手続き、交通機関の利用等)で出現しやすいため、医療スタッフに見落とされやすい。

こうした高次脳機能障害者は、外見からは分かりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれています。また、身体の障害は完治または軽症であり、精神障害とも認められない場合が多いので、医療・福祉のサービスを受けられず、その多くが社会の中で孤立してしまっている状況にあります。

(以上、東京都福祉保健局ホームページより)

なお、東京都が平成 19 年 10 月に実施した「高次脳機能障害者実態調査結果」の報告書によれば、都内の高次脳機能障害者は 49,508 人と推計されています。

第2章 障害者及び障害福祉関連施設等の状況

1 障害者数等

(1) 身体障害者の状況

平成 19 年度末の身体障害者手帳登録者数は 4,696 人で、平成 18 年度からは 84 人増加しています。平成 15 年度からの 4 年間では、457 人の増加となっています。

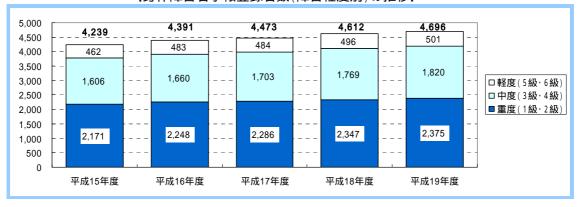
障害の程度別にみると、1 級が 1,575 人(33.5%) 2級が 800 人(17.0%)となっており、1・2級をあわせた重度が約半数を占めています。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合 計	4,239人	4,391人	4,473人	4,612人	4,696人
	100%	100%	100%	100%	100%
1 級	1,402人	1,461人	1,512人	1,543人	1,575人
I ⊼∀X	33.1%	33.3%	33.8%	33.5%	33.5%
2 級	769人	787人	774人	804人	人008
2 AVX	18.1%	17.9%	17.3%	17.4%	17.0%
3 級	684人	691人	706人	714人	711人
2 MX	16.1%	15.7%	15.8%	15.5%	15.1%
4 級	922人	969人	997人	1,055人	1,109人
4 NX	21.8%	22.1%	22.3%	22.9%	22.6%
5 級	267人	279人	281人	282人	285人
o avx	6.3%	6.4%	6.3%	6.1%	6.1%
6 級	195人	204人	203人	214人	216人
∪ AVX	4.6%	4.6%	4.5%	4.6%	4.6%

各年度末現在

重複障害を除いた実登録者人数

【身体障害者手帳登録者数(障害程度別)の推移】



障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多く、約半数を占めていますが、 全体に占める割合はここ数年、徐々に小さくなっており、平成 18 年度からの 増加数は、内部障害が 34 人と最も多くなっています。

【身体障害者手帳登録者数(障害種類別)の推移】

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合	計	4,382人 100%	4,512人 100%	4,595人 100%	4,764人 100%	4,841人 100%
視覚	章害	349人 8.0%	349人 7.7%	343人 7.5%	346人 7.3%	346人 7.1%
聴覚	章害	343人 7.8%	354人 7.8%	363人 7.9%	407人 8.5%	419人 8.7%
言語	章害	105人 2.4%	110人 2.4%	106人 2.3%	114人 2.4%	121人 2.5%
肢体不	自由	2,313人 52.8%	2,361人 52.3%	2,373人 51.6%	2,426人 50.9%	2,450人 50.6%
	心臓	612人	641人	672人	695人	712人
	じん臓	300人	310人	321人	348人	354人
	呼吸器	134人	131人	133人	137人	139人
	小 腸	6人	6人	6人	5人	7人
内部障害	膀 胱	72人	72人	69人	68人	64人
	直腸	134人	158人	181人	189人	198人
	その他	14人	20人	28人	29人	31人
	小 計	1,272人 29.0%	1,338人 29.7%	1,410人 30.7%	1,471人 30.9%	1,505人 31.1%

各年度末現在 重複障害者を含む

(2)知的障害者の状況

平成 19 年度末の愛の手帳登録者数は 861 人で、平成 18 年度からは 35 人増加しています。平成 15 年度からの 4 年間では、135 人の増加となっています。

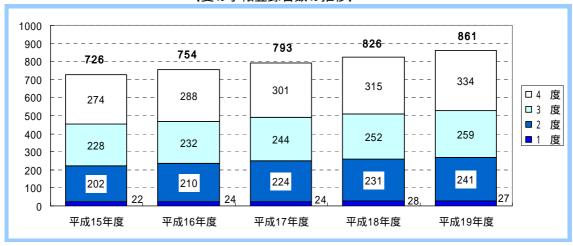
障害の程度別にみると、4度が334人(38.8%)と最も多く、次いで、3度が259人(30.1%)となっています。

【愛の手帳登録者数の推移】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合 計	726人	754人	793人	826人	861人
	100%	100%	100%	100%	100%
1 度	22人	24人	24人	28人	27人
	3.0%	3.2%	3.0%	3.4%	3.1%
2 度	202人	210人	224人	231人	241人
	27.8%	27.9%	28.2%	28.0%	28.0%
3 度	228人	232人	244人	252人	259人
	31.4%	30.8%	30.8%	30.5%	30.1%
4 度	274人	288人	301人	315人	334人
	37.7%	38.2%	38.0%	38.1%	38.8%

各年度末現在

【愛の手帳登録者数の推移】



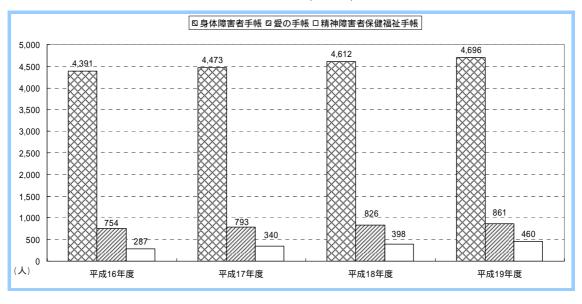
(3)精神障害者の状況

平成 19 年度の精神障害者保健福祉手帳申請件数は 460 人(新規 138 人、更新 225 人、変更 53 人、その他 44 人)で、平成 16 年度から 173 人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳申請件数の推移】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
合 計	287人	340人	398人	460人

【障害者手帳所持者数(3障害)の推移】



(4)難病患者の状況

平成 19 年度末の難病者福祉手当の受給者数は 1,318 人で、平成 18 年度からは 61 人増加しています。

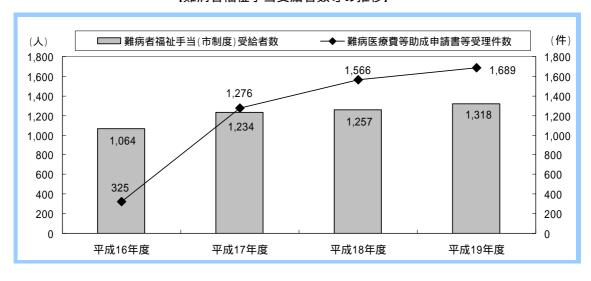
また、難病医療費等助成の申請書等受理件数は 1,689 件で、平成 18 年度からは 123 件増加しています。

【難病者福祉手当受給者数等の推移】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
難病者福祉手当(市制度) 受給者数	1,064人	1,234人	1,257人	1,318人
難病医療費等助成 申請書等受理件数	325件	1,276件	1,566件	1,689件

各年度末現在

【難病者福祉手当受給者数等の推移】



(5)特別支援学校等在籍者の状況

平成 20 年度は、高校生 79 人、中学生 42 人が特別支援学校等に在籍しています。

また、市立中学校の特別支援学級には18人、市立小学校の特別支援学級には78人が在籍しています。

【西東京市在住者在籍状況(平成 20 年度)】

	小平特 別支援 学校	大泉特 別支援 学校	田無特 別支援 学校	武蔵野 東技能 高等専 修学校	学芸大 付属特 別支援 学校	石神井 特別支 援学校	旭出特 別支援 学校	小金井 特別支 援学校	立川3 う学校	合計
総合計	9人	4人	47人	32人	5人	1人	3人	18人	2人	121人
高校生合計	5人	1人	47人	19人	4人	1人	2人		0人	79人
1年生	1人	1人	12人	6人	2人	1人	1人		0人	24人
2年生	2人	0人	10人	4人	2人	0人	1人		0人	19人
3年生	2人	0人	25人	9人	0人	0人	0人		0人	36人
中学生合計	4人	3人		13人	1人	0人	1人	18人	2人	42人
1年生	1人	1人		5人	0人	0人	1人	5人	1人	14人
2年生	0人	2人		5人	1人	0人	0人	11人	0人	19人
3年生	3人	0人		3人	0人	0人	0人	2人	1人	9人

【西東京市立中学校·小学校 特別支援学級生徒数·児童数(平成 20 年 10 月 1 日現在)】

	田無第一中学校	保谷中学校	合 計
総合計	15 人	17 人	32 人
知的障害合計	12 人	13 人	25 人
1年生	7人	6人	13 人
2年生	3人	4 人	7人
3年生	2人	3人	5人
学 級 数	2	2	4
情緒障害合計	3人	4 人	7人
1年生	1人	2人	3人
2年生	1人	1人	2人
3年生	1人	1人	2人
学 級 数	1	1	2

	田無小 学校	中原小 学校	東小学 校	合 計
総合計	35 人	30 人	13 人	78 人
知的障害合計	22 人	20 人	13 人	55 人
1年生	4人	3人	1人	8人
2年生	3人	2人	3人	8人
3年生	3人	5人	4人	12人
4年生	7人	3人	2人	12 人
5年生	2人	3人	1人	6人
6年生	3人	4人	2人	9人
学 級 数	3	3	2	8
情緒障害合計	13 人	10 人		23 人
1年生	2人	0人		2人
2年生	1人	0人		1人
3年生	1人	1人		2人
4年生	3人	3人		6人
5年生	1人	3人		4人
6年生	5人	3人		8人
学 級 数	2	2		4

【盲・ろう・養護学校などの名称】

平成 18 年 6 月に学校教育法が改正され、平成 19 年 4 月 1 日から、盲学校、ろう学校、養護学校の法令上の位置づけが「特別支援学校」に一本化されました。また、特殊学級という名称も「特別支援学級」になりました。

(6)雇用・就労の状況

地方公共団体、民間企業などが労働者を雇い入れる場合には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める法定雇用率を上回る障害者を雇用しなければならないとされています。

民間企業の法定雇用率は 1.8%であり、56 人規模以上の企業は、この法律に基づいて障害者を雇用する義務があります。

しかし、平成20年6月1日現在の民間企業の実雇用率をみると、東京都については1.51%と、平成15年以来、6年連続上昇していますが、法定雇用率は達成されていない状況となっています。

また、2.1%の法定雇用率が適用される地方公共団体の実雇用率は、東京都が2.99%、区が2.88%、市町村が2.30%と、いずれも法定雇用率を超えています。

1.80 (%) 1.60 1.40 1.28 1.32 1.33 1.35 1.40 1.44 1.46 1.20 1.05 1.10 1.00 0.80 0.60 0.40 0.20 0.00 平成1年 平成4年 平成10年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年

【東京都の民間企業の実雇用率の推移】

各年6月1日現在

	(法是准用 率)	
•	一般の民間企業(常用労働者数 56 人以上規模の企業) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.8%
•	独立行政法人・特殊法人等(常用労働者数 48 人以上規模の法人) ・・・・・・・・	2.1%
•	国、地方公共団体(職員数 48 人以上の機関) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.1%

12+00000

カッコ内は、それぞれの割合によって1人以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模。

・ 都道府県等の教育委員会(職員数50人以上の機関)・・・・・・・・・・・・ 2.0%

重度身体障害者または重度知的障害者については、それぞれ、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者または知的障害者を雇用しているものとみなされる。

短時間労働者は雇用率には算定されないが、特例として重度身体障害者または重度知的障害者については、それぞれ1人の身体障害者または知的障害者を雇用しているものとみなされる。

平成 18 年 4 月 1 日から、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)を各企業の実雇用率に算定できることとなった(精神障害者の短時間労働者は 0.5 人算定)。

(7)障害程度区分認定の状況

介護給付に関するサービスを受けるためには、障害程度区分の認定が必要になります。障害程度区分は、訪問等の調査での聴き取りに基づくコンピュータによる一次判定と、認定審査会による二次判定を経て決定されます。

平成 19 年度は、障害程度区分認定審査会を 23 回開催し、110 件(身体 障害者 47 件・知的障害者 43 件・精神障害者 20 件)の審査判定を行いました。判定の結果は以下のとおりです。

【障害程度区分認定審査結果】

身体障害者

<u> 2017 </u>								
二次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	-	-	-	-	-	1	-	0
1	-	3	2	-	-	ı	-	5
2	-	-	7	5	1	-	-	13
3	-	-	-	10	1	2	-	13
4	-	-	-	-	4	3	-	7
5	-	-	-	-	-	2	2	4
6	-	- 1	-	-	-	-	5	5
合計	-	3	9	15	6	7	7	47
40 44 00 do do		•					•	

知的障害者

二次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	-	-	-	-	-	-	-	0
1	1	3	3	-	-	1	-	6
2	-	-	4	9	-	-	-	11
3	-	-	-	4	9	4	-	17
4	-	-	-	-	-	5	1	6
5	-	-	-	-	-	2	-	2
6	-	-	-	-	-	-	1	1
合計	-	3	5	13	9	11	2	43

精神障害者

二次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	1	1	1	-	-	-	-	1
1	1	1	6	1	-	ı	-	8
2	1	1	4	4	1	ı	-	9
3	1	1	1	-	2	ı	-	2
4	1	1	1	-	-	ı	-	0
5	1	1	1	-	-	ı	-	0
6	-	-	-	-	-	-	-	0
合計	1	1	10	5	3	0	0	20

【障害者自立支援法による介護給付に関するサービス】

居宅介護(ホームヘルフ) 重度障害者等包括支援 療養介護 共同生活介護(ケアホーム)

・ 重度訪問介護 ・ 児童デイサービス ・ 生活介護 ・ 行動援護 ・ 短期入所(ショートステイ) ・ 施設入所支援

2 市内の障害者福祉関連施設

障害福祉関連施設

西東京市田無障害者福祉センター 生活介護事業所くろーばー	田無町 5-5-12
西東京市保谷障害者福祉センター	保谷町 1-6-20
こどもの発達センター ひいらぎ	住吉町 6-15-6
心身障害児通所訓練施設 ひよっこ	芝久保町 5-4-60
知的障害者入所更生施設 たんぽぽ	向台町 3-1-11

精神障害者地域活動支援センター

地域活動支援センター	田無町 4-8-22-104
支援センター・ハーモニー	田無町 4-0-22-104

精神障害者共同作業所

サンワーク田無	ひばりが丘北 1-7-25
たなし工房	田無町 3-3-7-303
サンライズ富士	富士町 6-5-7
コミュニティルーム友訪	住吉町 6-11-16

障害者就労支援センター

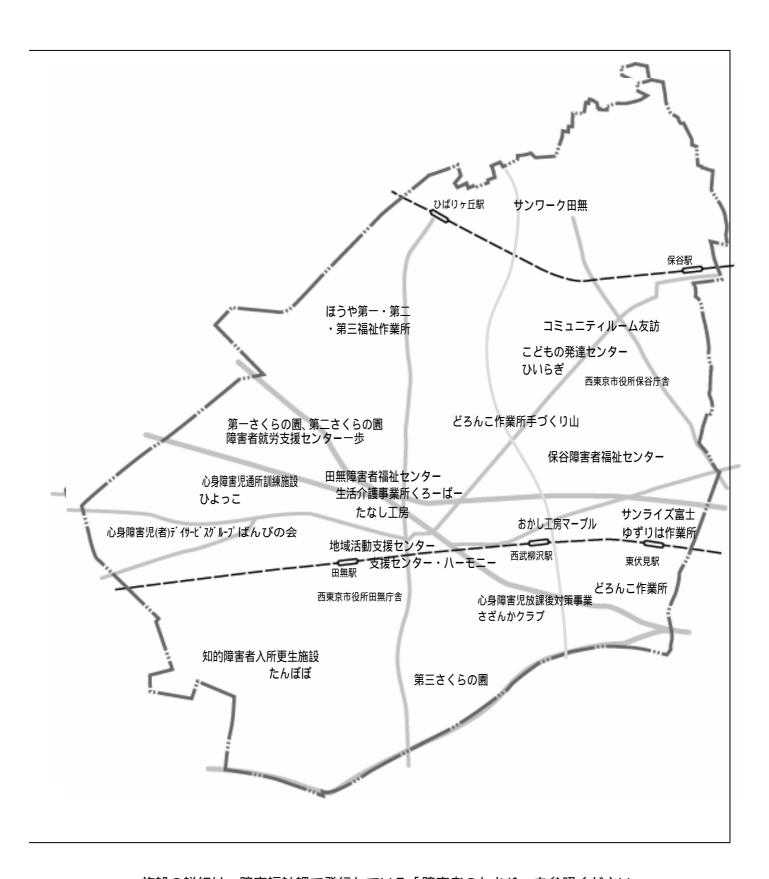
障害者就労支援センター	一步	西原町 4-5-6

小規模通所授産施設

第一さくらの園	西原町 4-5-6
第二さくらの園	西原町 4-5-6
第三さくらの園	向台町 1-16-24

心身障害者通所訓練施設等

どろんこ作業所手づくり山	泉町 2-20-20
どろんこ作業所	東伏見 6-1-36
ゆずりは作業所	富士町 6-5-7
ほうや第一・第二・第三福祉作業所	ひばりが丘 3-1-23
おかし工房マーブル	保谷町 3-20-4
心身障害児放課後対策事業さざんかクラブ	東伏見 6-9-19
心身障害児(者)デイサービスグループばんびの会	田無町 6-6-8



施設の詳細は、障害福祉課で発行している「障害者のしおり」を参照ください。

【計画の理念】

【施策の方向性】

- 1 地域で支える基盤づくり (自助・共助・公助のバランス)
 - (1) 地域における支援体制の整備
 - (2) ボランティア活動の推進
 - (3) 障害者福祉基盤の整備
- 2 快適に過ごせる環境づくり (ハードとソフトのバリアフリー)
 - (1) 障害と障害のある人への理解
 - (2) 人にやさしいまちづくりの推進
 - (3) 外出の支援
- 3 生きがいを持って暮らせるまちづくり (主体性のある社会参加)
 - (1) 育成支援体制の整備
 - (2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
 - (3) 適性や能力に応じた就労の場の確保
 - (4) 余暇活動・生涯学習活動の充実
- 4 安心して暮らせるまちづくり (個人の権利といのちを守るしくみ)
 - (1) 権利擁護体制の活用
 - (2) サービスの質の確保・向上
 - (3) 保健・医療体制の充実
 - (4) 緊急時対策、防災・防犯対策の充実
- 5 自分にあった生き方ができるまちづくり (個性と自己選択の尊重)
 - (1) 地域における生活基盤の整備
 - (2) 福祉サービスの充実
- 6 情報提供・相談体制のしくみづくり (自立した生活を支える基盤)
 - (1)情報提供体制の充実
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、

地域社会全体から必要な支援を 得ながら、

誰もが快適に暮 らせるまちづく りを進める

1 地域で支える基盤づくり

(自助・共助・公助のバランス)

西東京市では、

自助・共助・公助のバランスを考えながら地域における支援体制を築きます。 市民がボランティア活動に参加しやすいまちにします。

地域や社会福祉協議会が進めている地域福祉活動を支援します。 (仮称)障害者福祉総合センターを地域に開かれた施設として活用します。

(1)地域における支援体制の整備

施策名	施 策 内 容	担 当 課
地域の支えあいネットワ ークの充実	支えあいが必要な障害者や子育て家庭、見守りが必要な高齢者などを地域で支援していくため、地域の民生委員・児童委員、市民による協力員、介護相談員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、社会福祉協議会、町内会・自治会、事業者などによるネットワーク形成を図っていくことが大切です。 小学校通学区域を単位として活動している「ふれあいのまちづくり事業」を基盤とし、小地域での総合的地域ケアシステムを整備し、地域の支えあいネットワークの充実を図っていきます。	生活福祉課 関係各課
地域住民、事業者、社会福祉に関する活動を行う者の協力	社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と述べられています。本市においても、社会福祉法の理念に基づき、地域住民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、地域における障害者福祉を推進していきます。	障害福祉課
地域資源の活用	障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズを満たしていくためには、できる限り現在ある地域資源を活用しながら、それぞれの地域で対応していくことが望まれます。市内には、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など多くの公共的な施設があることから、関係部局の連携・調整による様々な工夫により、できる限り既存の資源を障害者福祉の資源として活用していきます。 また、施設のみならず、専門職としての資格や経験・知識を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保にも努めます。	障害福祉課 関係課

施策名	施策内容	担当課
「西東京市地域福祉計画」及び「西東京市地域 福祉活動計画」との連携	本市における地域福祉を推進していくにあたっては、市の「地域福祉計画」及び西東京市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」がそれぞれ基本となる方向性を示しています(両計画とも平成21年度改定)。今後、障害者基本計画に基づき様々な障害者施策等を進める際には、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」との整合、連携を図りながら、より有効な施策となるよう努めます。	生活福祉課障害福祉課
「市民活動団体との協働 の基本方針」に基づ〈協 働の推進	平成 20 年 2 月に策定した「市民活動団体との協働の基本方針」に基づき、障害者福祉分野においても、NPO団体(非営利組織)など社会貢献的な活動を行う市民活動団体と市とが相互に協力し合って課題を解決していく「協働」を進めていきます。	企画政策課

(2)ボランティア活動の推進

施策名	施策内容	担 当 課
ボランティア活動への支 援	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民の自主的なボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広〈受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。	障害福祉課 (社会福祉協議 会)
ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあり、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	障害福祉課 (社会福祉協議 会)

(3)障害者福祉基盤の整備

施策名	施策内容	担 当 課
障害者福祉基盤の整備	身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO法人、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めます。	障害福祉課
障害者自立支援法に基 づく新体系への移行推 進	市内作業所等の新体系への移行を推進するため、市として、最大限の支援を行っていきます。具体的な支援内容については、東京都の実施する支援策や作業所の実情等を踏まえ、さらに検討を進めていきます。	障害福祉課
(仮称)障害者福祉総合 センターの設置	(仮称)障害者福祉総合センターは、障害の種別にかかわらず、西東京市内に居住する障害のある人の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点とし、併せてノーマライゼーションの促進を図るため、地域に開かれた施設とします。 平成 20 年度:基本設計・実施設計平成 21・22 年度:施設建設平成 23 年度:センター開設	障害福祉課

【(仮称)障害者福祉総合センター】

建設場所:西東京市田無町四丁目 17番 14号 平成 23年 3月竣工予定施設内容:

4階 生活介護事業所

3階 生活介護事業所、多目的室

2階 地域活動支援センター、会議室、情報コーナー等

1階 相談支援センター、就労支援センター、喫茶コーナー、交流スペース、生活訓練室、防災備蓄倉庫等

地階 雨水貯留槽、防火水槽、機械室等



2 快適に過ごせる環境づくり

(ハードとソフトのバリアフリー)

西東京市では、

市民が障害や障害のある人を理解し、行動できるよう広報活動等を進めます。ユニバーサルデザインの考え方をもってまちづくりを進めます。

(1)障害と障害のある人への理解

施策名	施策内容	担 当 課
広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、各種行事等を活用した 積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、「障害 者週間(12月3~9日)」の趣旨について広〈市民の 理解・協力を得るように努めます。 平成 19 年度の障害者週間には、「どうする!? 西 東京市の障害者支援 ~ 市内通所施設の移行に ついて~」をテーマとした講演とシンポジウムを開催し、80 名の市民が参加しました。 平成 20 年度には、 市内作業所などの紹介パネルの展示、授産品の販売会の実施 支援センター ハーモニー講座 こころの健康とストレスの開催 講演会 どうする! 西東京市の障害者支援 これ からの相談支援についての3つの取り組みを実施 しました。	障害福祉課
福祉教育の推進	子どものころから福祉について理解を深め、障害や障害のある人に対する正しい知識をもつことは大切であり、今後も学校における「総合的な学習の時間」等を活用しながら福祉教育を実施していきます。	教育指導課
施設と地域の交流促進	障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。 なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは、屋外広場、交流スペースを設置し、障害のある人と地域住民との交流を推進します。また、会議室を設置し、市民に貸し出しを行います。	関係各課
世代間交流や障害者との交流の推進	保谷公民館や田無公民館で実施している障害者の学級(〈るみ学級、あめんぼ青年教室)を通して、 障害のある人と市民との相互交流を深めます。	公民館

(2)人にやさしいまちづくりの推進

施策名	施策内容	担 当 課
人にやさい まちづくり推進計画の推進	「人にやさいまちづくり条例」に基づき、「人にやさいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。 ・ 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項 ・ 人にやさいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項 ・ 高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進に関する事項 ・ 公共施設のバリアフリー化の推進に関する事項 ・ 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項 ・ 人にやさいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項 ・ 人にやさいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項 ・ 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項 ・ 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項 ・ 耐各号に掲げるもののほか、人にやさいまちづくりに関する施策に必要な事項	都市計画課
公共施設等のバリアフリ ー化・ユニバーサルデザ イン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことによって、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。 なお、(仮称)障害者福祉総合センターは、バリアフリー化を徹底し、障害のある人だけでなく、すべての利用者が利用しやすい施設とします。	都市計画課 関係各課
歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	都市計画課 道路管理課 道路建設課
障害者専用駐車スペー スの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用スペースを確保するよう助言・指導を行っていきます。	都市計画課 関係各課

施策名	施 策 内 容	担 当 課
市内鉄道駅のバリアフリー化の推進	市内5つの鉄道駅周辺は、駅や商店街通り、公共的施設など、市民の利用も多く、バリアフリー化整備を重点的に推進すべき地域として位置づけ、鉄道駅のバリアフリー化を推進します。これまで、「人にやさしいまちづくり事業」(国庫補助事業)等を活用し、エレベーター、エスカレーター、自由通路の整備に対して支援を行っています。	都市計画課再開発課
市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実	平成 18年に作成した「お出かけ情報地図(ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ)」について、今後も市民・事業者・社会福祉協議会との協働により情報を更新・充実してきます。	生活福祉課
学校施設のバリアフリー 化	学校教育施設は災害時の避難場所にもなることから、校舎・体育館等の建て替えや大規模改修に際しては、バリアフリー化を順次進めます。	学校運営課
市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設しても、 点字ブロックの上に自転車や物が置かれていれ ば、視覚障害者の利用を妨げることになります。ま た、障害者専用駐車スペースが確保されても、障害 のない市民が車を停めてしまえば、障害のある人 は車を停めることができません。このように「人にや さしいまちづくり」を進めるには、施設・設備を整備 するだけでなく、市民一人ひとりが、障害のある人 たちの状況を理解し、行動していくことが大切であ り、市民への正しい情報提供、意識啓発に努めま す。	都市計画課 道路管理課 関係各課
バリアフリー新法に基づ 〈基本構想の策定	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための基本構想の策定について、検討を進めます。	都市計画課
補助制度の活用による バリアフリーの誘導	市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗等においては、出入口に段差があることなどにより、高齢者や障害者、ベビーカーなどの利用に大きな支障を及ぼしています。市では「バリアフリー誘導補助制度」を創設し、一定の要件を満たす改修について事業者に補助金を交付することにより、小規模店舗等におけるバリアフリー化について支援していきます。	都市計画課

(3)外出の支援

施策名	施 策 内 容	担 当 課
利用しやすい移動手段 の整備·充実	障害者や高齢者などが利用しやすい移動手段の 整備·充実を推進します。	障害福祉課 高齢者支援課 都市計画課
移送サービスの充実	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスの充実を図ります。 平成 20 年度には、市及び西東京市社会福祉協議会が運営している福祉車両以外に、NPO法人等6 団体が移送サービスを実施しており、今後も、サービスの利用状況・利用意向等を把握しながら、より利用しやすいサービスの実施を目指します。	障害福祉課 高齢者支援課
ハンディキャブ	車いすを使用している歩行が困難な障害者と重度の視覚障害者を対象に、車いすのまま乗車できる自動車を運行・送迎しています。	障害福祉課
自動車運転教習費用の 補助	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に 対して、運転免許を取得するための費用の一部を 助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成	就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の 一部を改造する必要がある身体障害者に対して、 操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一 部補助します。	障害福祉課
自動車燃料費の助成	在宅心身障害者またはその同居の家族が所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成します。	障害福祉課
タクシー料金の助成	電車・バス等の通常の交通機関を利用することが 困難な在宅心身障害者がタクシーを利用する場合 に、その利用料金の一部を助成します。	障害福祉課
身体障害者補助犬法の 周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共 交通機関、不特定多数が利用する民間施設におい て、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法 律の周知等に努めます。	障害福祉課
身体障害者補助犬の給 付	都内でおおむね1年以上居住する18歳以上の方でそれぞれの条件を満たす方に対して補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を給付します。(東京都の制度です。)	障害福祉課 東京都

【身体障害者補助犬法】

身体に障害のある人が、公共的施設や不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の同伴が可能となりました。さらに、平成20年4月からは都道府県等に苦情の申し出等の窓口を設置することが明確化され、同年10月からは、一定規模以上の事業所や事務所において、勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないこととされました。

3 生きがいを持って暮らせるまちづくり

(主体性のある社会参加)

西東京市では、

一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図ります。 労働部門と福祉部門が一緒になって就労支援を進めていきます。 福祉施設における工賃水準の向上をめざします。 様々な余暇活動を障害のある人もない人もともに楽しむ機会を拡大します。

(1)育成支援体制の整備

施策名	施策内容	担 当 課
子ども総合支援センターの充実	平成 20 年度に、こどもの発達センターと子ども家庭支援センターの機能を併せ持ち、子育てに関する相談・交流・一時保育・発達支援などを総合的に支援する「子ども総合支援センター」を設置しました。今後も同センターの機能を充実させるとともに、障害がある、ないに関わらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアやグループの活動、ネットワークづくりを進めます。	子ども家庭支 援センター
療育・教育相談事業の 推進	電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進します。 「こどもの発達センターひいらぎ」では、成長や発達に心配のある就学前の子どもについて相談、通園、外来療養を行っています。平成 20 年度には新たに建設した西東京市住吉会館ルピナス内に設置された子ども総合支援センターに統合されました。 「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	子ども家庭支 援センター 教育指導課 (教育相談セン ター)
ファミリー・サポート・センターにおける障害児利用の充実	保育ニーズに対応した相互支援体制であるファミリー・サポート・センター事業において、情報をわかりやすく提供する方法のほか、障害のある子どもの利用の充実を含む総合的な検討を行います。	子ども家庭支援センター
障害児の幼稚園入園に 対する支援	障害のある子どもの幼稚園への入園については、保護者に対する相談・助言・情報提供等の支援に努めます。	子ども家庭支 援センター
ことばの発達·発音など に心配のある子どもの言 語訓練·相談の実施	ことばの発音の誤りや、ことばの発達の心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を 行います。	教育指導課 (教育相談セン ター)

施策名	施策内容	担 当 課
心身障害児通所訓練施 設 ひよっこ	心身に障害のある乳幼児等に対し、隣の西原保育園との交流保育を基礎として、個別指導・生活指導を行い、社会的自立を助長します。外来者相談や個別指導及び幼稚園・保育園に通っている障害のある子どもについての相談や指導も行っています。	保育課
こどもの発達センター ひいらぎ	成長や発達に心配のある就学前の子どもを対象にした施設です。0歳から2歳半を対象にした母子参加グループ「めだか」、2歳半から就学前を対象にした単独療育グループ「くじら」、幼稚園・保育園通園児を対象にした課題別学習グループの「まんぼう」の3グループがあります。相談会、外来療養も行っています。	子ども家庭支 援センター
心身障害児放課後対策 事業 さざんかクラブ	心身障害児を対象に、放課後、スポーツ、調理実 習、工作、音楽遊び等を行っています。	障害福祉課

(2)一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	施策内容	担 当 課
特別支援教育の充実	平成 18 年に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、従来の盲・聾・養護学校の制度は特別支援学校の制度に転換されました。本市でも平成 19 年度から従来の心身障害教育(特殊教育)から特別支援教育に転換、スタートしました。 具体的には、「学校体制の整備」、「教育環境の整備」、「相談及び支援体制の整備」、「教育環境の整備」、「有限の企業を関係を表として、校内委員会の整備や特別支援教育の方式、中で、で、校内委員会の整備や特別支援教育の主張、巡回相談の実施、副籍制度の導入等を行っています。また、庁内関係各課やその他の関係機関と連携を図るとともに、リーフレットを作成・配布し、制度の内容の理解啓発を図っています。 今後も引き続き、特別支援教育の充実を図っていきます。	教育企画課 教育指導課
介助員制度の実施	通常の学級に通学する障害のある児童に関して、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。なお、介助員制度の実施にあたっては、当該児童や保護者の状況に配慮しながら、特別支援教育との関係も考慮して運用・検討を進めていきます。	教育企画課
通級指導学級の整備	西東京市では、これまで言語、情緒障害の小学校児童を対象とする通級指導学級の整備を進めてきましたが、今後は中学校における通級指導学級の整備を含め、更なる充実に向けて検討を進めていきます。	教育企画課
障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保	学齢児を対象に、「西東京市子ども総合支援センター」で療育・リハビリを提供します。	子ども家庭支 援センター
障害児放課後活動として の常設場所の確保の検 討	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討します。 なお、平成19年度からは、東伏見3号分庁舎を放課後活動の常設場所として事業を実施しています。	障害福祉課 児童青少年課

(3)適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	施 策 内容	担 当 課
就労援助事業の実施	就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、地域における就労支援ネットワーク(ハローワーク、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、通所授産施設、作業所等)の整備を図ります。現在は、障害者就労支援センター「一歩」で各種支援を進めており、平成19年度の実績は、登録者72名(うち一般就労者42名)となっています。なお、(仮称)障害者福祉総合センターの設置後は、障害者就労支援センターを西原総合教育施設から移転・設置し、より充実した形で就労に対する支援を行っていきます。	障害福祉課
就労機会の拡大	特別支援学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働き続けられるよう、障害者として雇用に努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります具体的には、ハローワーク三鷹主催の「障害者雇用連絡会議」、東京都主催の「障害者就労支援関係機関意見交換会」、市が主体となって実施している「多摩地区障害者就労支援事業連絡会」等を活用し、支援策の検討や情報交換等を行っています。なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは喫茶コーナーや館内清掃など就労訓練の場を確保します。	障害福祉課
授産製品の販路拡大	授産施設等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの出品、参加、交流機会の拡大を図ります。その他、販路拡大に有効な方策について検討を進めます。	障害福祉課 関係各課
障害のある人への就労 に関する学習支援	障害のある人が、主体的に就労に向けた能力開発が進められるよう、就労支援に関する学習機会や学習情報の提供を行います。	社会教育課
就労訓練の実施	平成 19 年度から、就労訓練の一環として市役所内を訓練の場として提供しています。今後は、さらに受入れ部署、受入れ人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課

(4)余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	施策内容	担当課
生涯学習の推進	障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を推進します。推進にあたっては、市内の関連機関や民間事業者、非営利団体などと連携を図り、市民が利用しやすい生涯学習を提供します。	社会教育課スポーツ振興課
障害者の社会参加機会 の充実	障害のある人のスポーツや芸術活動、レクリエーション等の機会を充実するとともに、心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業を推進します。 平成 19 年度からは、NPO法人に委託し、スポーツ支援事業を開催しており、参加者は延べ345名となっています。	障害福祉課 関係各課
図書館事業の充実	図書館では、現在「広報テープの貸出」「録音資料の貸出」「プライベートテープの作成」「対面朗読」「点訳」「布の絵本・さわる絵本」「宅配」「資料の郵送貸出」などのハンディキャップ・サービスを実施しており、今後も引き続き、各サービスの提供に取り組んでいきます。 また、市民誰もが利用しやすい図書館に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。	図書館
公民館における知的障 害者学級の実施	知的障害者が地域での余暇活動を通じ、地域住民との交流、連携を図る知的障害者学級を実施します。また、すべての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向かえるような学習機会を提供します。	公民館
ゲストティーチャーや講 師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	社会教育課 関係各課

4 安心して暮らせるまちづくり

(個人の権利といのちを守るしくみ)

西東京市では、

判断能力が不十分な人も安心して暮らせるよう相談窓口を充実します。 第三者サービス評価を活用し、サービス事業者の客観的な情報を提供します。 災害時要援護者対策を十分に検討・構築します。 かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及を図ります。

(1)権利擁護体制の活用

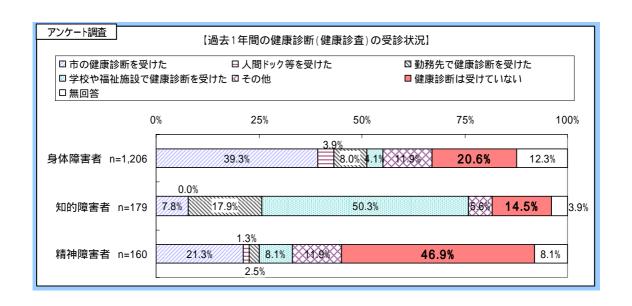
施策名	施策内容	担 当 課
権利擁護センターとの連	障害福祉課窓口から困難事例について、権利擁	障害福祉課
携	護センターとの連携を図っていきます。	生活福祉課
	判断能力が不十分な人も、サービスの選択・利	
成年後見制度の普及と	用・苦情申し立てなど、利用者本位の介護保険サ	
活用	ービスなどを適切に利用できるよう、「権利擁護セン	生活福祉課
70,73	ターあんしん西東京」を中心として、成年後見制度	
	の普及と活用に努めます。	
	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされ	
	ている、痴呆症状や物忘れのある高齢者の方、知	
	的障害、精神障害のある方などが適正なサービス	
 地域福祉権利擁護事業	を利用できるよう、各種サービスを利用する際の相	生活福祉課
の普及と活用	談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、	(社会福祉協議
の自及と治用	それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯	会)
	金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利	
	擁護事業を行っています。市はこの事業の普及と	
	活用の支援に努めます。	

(2)サービスの質の確保・向上

施策名	施策内容	担 当 課
福祉サービス第三者評価システムの活用促進	サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやす〈公表してい〈ことが必要となってきます。そのためのし〈みが福祉サービス第三者評価です。第三者評価システムは平成15年度から東京都で実施しているし〈みで、市はこのシステムを活用し、市が提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供するより多〈の事業者に普及・啓発を行います。	障害福祉課 生活福祉課

(3)保健・医療体制の充実

施策名	施策内容	担 当 課
かかりつけ医・かかりつ け歯科医の普及	誰もが身近な地域で適切な治療が受けられるよう 医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して 相談のできるかかりつけ医・かかりつけ歯科医の普 及を図っていきます。	健康年金課
地域健康づくり・リハビリ テーション等の展開	障害のある人などが、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO 法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等を展開します。	障害福祉課 健康年金課
在宅歯科診療の充実 (西東京市歯科医療連 携推進事業の推進)	アンケート調査の結果では、身体障害者の 67%、 知的障害者の 60%、精神障害者の 53%が、在宅歯 科診療を利用したいと回答していますが、そのよう な診療が行われていることを知らない人も多くみら れたことから、今後は、西東京市歯科医師会と連携 しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療(自 宅を訪問して診察を行う)の周知に努めていきま す。	健康年金課(西東京市歯科医師会)
健康診断(健康診査)の 情報提供	アンケート調査の結果では、身体障害者の 21%、 知的障害者の 15%、精神障害者の 47%が過去1年 間に健康診断(健康診査)を受けていない状況がわ かりました。今後は、健康診査の受診方法などの情 報提供に努めます。	健康年金課



施策名	施 策 内 容	担 当 課
更生医療・育成医療の 給付	18歳以上の身体障害者手帳所持者が、日常生活能力の回復を図るため、医学的方法によって障害の除去・改善、あるいは障害の程度を軽減させるために更生医療が行われ、その費用の全部または一部が公費で負担されます。18歳未満の場合は育成医療が給付されます。今後も対象者が適切な給付が受けられるよう制度の周知に努めます。	障害福祉課 子ども家庭支 援センター
難病医療費等助成	国・東京都が指定する難病にかかっている方に対して、医療保険・介護保険(「介護療養型医療施設」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」)を適用した医療費から患者一部負担額(生計中心者の課税状況に応じ患者自己負担限度額)を控除した額を助成します。重症疾病またはそのほかの病気で重症度認定を併せて受けた方(日常生活に著しい支障があると東京都が認定した方)、生計中心者が住民税非課税の方の患者負担はありません。今後も対象者が適切な助成が受けられるよう制度の周知に努めます。	障害福祉課 東京都
自立支援医療(精神通院)	精神障害に関する適正な医療を普及するため、 通院医療が適当である精神障害者が、病院、診療 所、薬局において精神障害の医療を受ける場合、 その医療に必要な費用の一部を助成します。	障害福祉課
在宅重症心身障害児 (者)訪問(健診·看護) の実施	在宅の重症心身障害児(者)(重度の知的発達障害と重度の肢体不自由が重複する方)で、かつ 18歳未満にその状態になった方に対して訪問健康診査・訪問看護を行います。訪問健康診査は、専門医師及び保健師が家庭を訪問して健康診断を実施し、指導助言をします。訪問看護は、看護師が家庭を週に 1 回程度訪問し、療育上の看護等を実施します。	東京都多摩小平保健所
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳 1、2 級(内部障害については 1 ~ 3級)所持者または愛の手帳 1、2 度の方で、国民健康保険・健康保険等の加入者に対して、国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分の一部を助成します。	障害福祉課
小児慢性疾患の医療費 助成	18 歳未満の児童(ただし、18 歳に達した時点で助成を受けていて、なお引き続き医療を受ける場合は20 歳未満まで延長が可能)で、指定された小児慢性疾患にかかっており、病状が認定基準を満たす人がその疾患にかかる治療を受けた場合に、医療保険の自己負担分を助成します。(所得に応じた自己負担あり)	子ども家庭支 援センター

(4)緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	施策内容	担 当 課
緊急メール通報システム の活用	聴覚または言語・音声などに機能障害がある人が 119 番通報できるよう、携帯電話や PHS から電子メールで消防車や救急車の要請ができるシステムを運用していきます。	東京消防庁障害福祉課
災害時要援護者避難支 援プランの作成	市では、災害時要援護者を対象とした災害時要 援護者避難支援プランの作成を進めるために、防 災知識等の啓発に努める必要があります。今後 は、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安 全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を講 じながら、災害時要援護者登録制度の確立を目指 します。	危機管理室 関係各課
防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室
社会福祉施設等と地域 の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会等、及び施設相互間で災害時応援協定の締結に向けた促進を図ります。	危機管理室 障害福祉課
安否確認班による災害 時要援護者の対策	震災時に市(福祉部及び子育て支援部)は、関係機関、防災市民組織、地域住民の協力を得て、災害時要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者の支援窓口となる「安否確認班」を設置し、安否確認や保護等の必要な対策及び調整を行います。	危機管理室 関係各課
医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、次のとおり体制整備等を多角的に研究・検討します。 都、関係機関及び近隣県との連携による体制の整備保健活動班及び多摩小平保健所等による避難所・地域・応急仮設住宅等の巡回健康相談の体制の整備都による巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の整備また、災害時要援護者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討していきます。	危機管理室 関係各課 多摩小平保健 所
悪徳商法などの被害の防止	高齢者や障害者をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などにより消費者被害にあわないよう、情報・啓発冊子等を発行したり、市報に「消費生活相談Q&A」を掲載するなどの情報提供を充実します。また、東京都、国民生活センターなど関係機関と連携し、消費者センターでの相談体制の充実に努めます。	生活文化課

5 自分にあった生き方ができるまちづくり

(個性と自己選択の尊重)

西東京市では、

一人ひとりのニーズにあったサービスを選択できるよう基盤整備を進めます。 自分の生活スタイルにあわせた暮らし方を選べるよう居住の場を整備します。 既存の社会資源を有効に活用していきます。

(1)地域における生活基盤の整備

施策名	施策内容	担 当 課
グループホーム·ケアホ ームの整備	何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、多様な主体の参入を図るとともに、民間住宅の活用など、整備方法についても検討を進めていきます。	障害福祉課 都市計画課
公営住宅の有効活用	市営住宅等の建て替えに際しては、障害者住宅やグループホームの確保を検討するなど、資源の有効活用に努めます。	都市計画課

(2)福祉サービスの充実

施策名	施 策 内 容	担当課
障害者自立支援法に基 づ〈サービス提供体制の 整備	障害者自立支援法に基づく各種サービスについては、「西東京市障害福祉計画」において将来のサービス量を見込んでおり、市として、サービスを必要とする人がいつでも必要なサービスを利用できるようサービス供給量の確保、提供体制の整備に努めていきます。	障害福祉課
在宅サービスの充実	住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、 ホームヘルプサービスや短期入所(ショートステイ) など在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの多様 なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。	障害福祉課
発達障害者(児)に対する 支援策の検討・実施	現在、発達障害者(児)に対する支援体制は十分整っているとは言えず、今後は地域自立支援協議会での協議結果等も踏まえながら、本市における支援策を検討・実施していきます。	障害福祉課
高次脳機能障害者に対 する支援策の検討·実施	現在、高次脳機能障害者に対する支援体制は十分整っているとは言えず、今後は地域自立支援協議会での協議結果等も踏まえながら、本市における支援策を検討・実施していきます。なお、東京都が平成 18 年より開始している「高次脳機能障害支援普及事業」や、北多摩北部保健医療圏での取り組み等にも、積極的に協力していきます。	障害福祉課

施策名	施策内容	担 当 課
地元の大学等、教育機 関と連携した福祉人材の 育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや市や市内でほしい人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	生活福祉課福祉関係各課
専門的人材の育成	保健福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、民間事業者の養成研修と連携、情報提供に努めます。 なお、平成23年度に開設予定の(仮称)障害者福祉総合センターでは、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	生活福祉課障害福祉課

6 情報提供・相談体制のしくみづくり

(自立した生活を支える基盤)

西東京市では、

市内で安心して気軽に相談を受けられるようにします。 ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援を受けられるようにします。 必要な情報がその情報を必要としている人にきちんと伝わるようにします。 聴覚や視覚に障害がある人にもきちんと情報が伝わるようにします。 知的障害がある人にも大切な情報が伝わるよう表示の仕方などを工夫します。

(1)情報提供体制の充実

施策名	施策内容	担 当 課
福祉情報総合ネットワークの構築	福祉サービスや健康づくりに関する情報を市民一人ひとりに総合的・体系的に提供するため、ホームページを活用した総合的な福祉情報総合ネットワークを構築します。	生活福祉課
新しい相談形態、情報提供方法についての検討	障害の状況等に配慮した新しい相談形態、情報 提供方法について検討を進めます。	障害福祉課
「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている方に的確に伝わるように努めます。	障害福祉課

(2)相談体制の充実

施策名	施策内容	担 当 課
相談窓口の充実	生活全般における様々な問題についての相談や、福祉サービス等の利用援助・情報提供などについては、障害福祉課相談窓口を中心にきめ細かく対応し、障害のある人の地域での生活を支援します。 また、解決困難な課題(問題)に対しては、「権利擁護センターあんしん西東京」の苦情相談窓口や、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」を活用していきます。 なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは、相談支援の拠点として相談支援センターを設置し、地域生活支援サービスの利用相談、関係機関との連携・調整、施設入所者・退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援等身体・知的・精神の3障害に対応した相談支援体制の整備を行います。	障害福祉課 関係各課

施策名	施 策 内 容	担 当 課
サービス利用にあたっての相談体制の充実	利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用するしくみでは、利用にあたっては適切な情報の取得が大切になってくることから、引き続き、障害福祉課相談窓口における情報提供・相談体制の充実に努め、利用者の円滑な利用を促進します。	障害福祉課
身体障害者相談員・知 的障害者相談員活動の 充実	民間の協力者が相談員となり、障害のある人また は家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解 決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員 については、今後、市全体の相談体制の中での役 割を明確にし、充実を図っていきます。	東京都障害福祉課
民生委員・児童委員の 相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	生活福祉課
西東京市相談ネットワー ク連絡会の充実	西東京市相談ネットワーク連絡会において、本市の相談ネットワーク形成における様々な課題を検討していきます。 なお、構成員は、市の企画部、福祉部、生活環境部、教育部と外部関係機関(児童相談所、警察署、保健所、小中学校校長、民生・児童委員、保護司、ハローワーク等)です。	関係各課

(3)コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

施策名	施 策 内 容	担当課
行政情報の点字化の検 討	市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス等、及び、点字物・読み上げ二次元コード付の印刷物等の利用状況を把握しながら検討していきます。	秘書広報課 関係各課
市ホームページのユニ バーサルデザイン対応 の促進	西東京市 Web において、画面の表示サイズや色を簡単に操作できるツールの活用や、音声読み上げソフトへの対応など、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう努めていきます。	秘書広報課
市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、利用者の要望等を把握しながら、障害の状況に配慮した、より利用しやすい対応(ローカウンターの設置、手話や機器による対応等)に努めます。	関係各課
手話通訳者·要約筆記 者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
身体障害者電話使用料 等の助成	18 歳以上で下肢·体幹及び内部障害にかかる身体障害者1·2級の方及び視覚障害者でファックスを設置している方に回線使用料·ダイヤル通話料等を助成します。	障害福祉課
郵便による不在者投票 制度、代理投票制度、点 字投票制度	身体に重度の障害をお持ちの選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から『郵便投票証明書』の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。 また、身体の不自由な方は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。	選挙管理委員会

市民参加、当事者参加の推進

計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これらの四者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備及び進行管理を行います。また、実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

全庁的な施策の推進

庁内関係各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

財源の確保

計画を適切に推進し、目標を達成できるよう、早期に計画実現のための予算計画を検討し、必要な財源の確保に努めます。

国や東京都制度の有効活用

計画の推進にあたっては、継続的、安定的な財源の確保が必要ですが、現在、市の財政状況はたいへん厳しいものになっており、今後は、国や東京都の補助制度を積極的に活用し、先駆的な事業に取り組んでいきます。

当事者や関係者のニーズ把握

本計画を着実に推進していくために、日頃から当事者や関係者の実態やニーズの把握に努めるほか、社会情勢や市内の生活環境の変化、関連制度・法令など、各種要因に柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。